

大山町体育施設利用にかかる管理運営内規

1・体育施設の維持管理目的

- ① 大山町体育施設は、大山町の公共施設として県内外に愛され、誇れる施設であり、町民の憩いの場となる施設である。
- ② 大山町体育施設は、大山町の青少年育成の場であり、当該施設を利用することを誇りとする施設である。
- ③ 大山町体育施設は、町内・県内外もしくは国外の様々な方との交流の場であり、大山町に活気をもたらす施設である。
- ④ 大山町体育施設は、憩い・交流・誇れる場であり、ご利用いただく全ての方に愛され続けるために、施設をより良い状態に維持管理する必要がある。

以上の理由により管理内規を定め、常に良好な状態での使用を可能とすることを目的とする。

2・大山町体育施設の運営内規

《利用目的について》

- 1) 体育施設の機能を利用し、運動をするという本来の目的での利用を優先とする。
- 2) 野球場・多目的広場・運動場・テニスコート・体育館については、施設に損傷を与えない場合にのみ、本来の利用目的外について受け付ける。
- 3) 目的外使用の時（大会・イベントで多数の人、機材等の搬入などの通常の施設利用方法と異なる場合）は、原則として運営の組織図及び連絡網、運営マニュアルの提出を求める。

《予約について》

- 1) 原則として、公式大会等については利用調整会において受け付ける。利用調整会は、年度の2月に開催し翌年度の年間の利用調整を行う。また、予約の状況を見て必要に応じて調整会を開くこともある。
- 2) 原則として、各種大会等についての利用は、練習（練習試合を含む）での利用より優先とし、翌年度の年間の利用調整を行う。また、必要に応じて調整会を開くこともある。
調整会について・・・
 - (ア) 大会は、国及び地方公共団体が主催する行事を優先する。
 - (イ) 全国、ブロック、県大会等の参加区域、選手数、期間の大会規模により利用順位を優先する。

《手続きについて》

- 1) 利用施設の利用申込書に必要事項を記入の上、各施設に提出。
- 2) 予約を行った場合は、利用日の連絡があってから5日以内に利用申込書を提出すること。ただし、申込書の記入については毎月の利用状況を見て、提出方法を変えることもある。

3・利用の優先順位

① 国・地方公共団体・協会（連盟）の主催大会又は事業

※地方公共団体＝県、市町村等

協会・連盟＝日本、中国地方、鳥取県、西部地区・高中体連等

1、全国大会

2、ブロック大会 利用受付 来年度の大会・事業は調整会（前年度2月）で決める。
あとは随時受付

3、鳥取県大会 手続き期限 利用日の2カ月前

4、地区大会

*大山町の主催事業・県内外者合宿の利用（特に7月～8月末）は
町内活性化の為に優先する。

② 公式大会以外の大会・事業 利用受付 利用月から2カ月前の1日より順次受付

手続き期限 利用決定日から5日以内

※①・②については必要に応じて調整会を開く。

手続き期限内に申込書を提出されなかった場合は利用されないものと判断します。

③ 練習（練習試合）利用受付 利用月の前月1日～3日（予約が重複したら調整）

4日以降順次受付

④ 個人 利用受付 利用月の前月1日～3日受付調整・4日以降順次受付

※ただし、③・④について施設が空いている場合は当日利用可能。

注) 利用申し込みの内容・時間等を変更又はキャンセルする場合は、必ず連絡をお願いします。